

氏名・（本籍） 小田 佳子（石川県）

学位の種類 博士（体育学）

報告番号 甲 第124号

学位授与年月日 2015（平成27）年9月20日

学位授与の要件 学位規則（昭和28年4月1日文部省令第9号）

第4条第1項該当

論文題目 日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO の相克

—未来志向の剣道文化を求めて—

審査委員（主査） 近藤 良 享

菊池 秀 夫

荒牧 勇

堀山 健 治

審査概要および審査結果（論文）

1. 論文審査の結果

(1.1) 提出された論文の構成は次の通りである。

日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO の相克 —未来志向の剣道文化を求めて—

序 章

第1章 日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO の対立

第2章 剣道の歴史論 —ルーツとしての武士道と花郎道—

第3章 剣道の文化論 —有効打突の概念と残心から—

第4章 剣道の技術論 —試合規則・審判規則からの派生—

第5章 剣道文化の未来志向

終 章

(1.2) 提出論文の概要

序 章

現在、日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO は、剣道文化のヘゲモニー（主導権・覇権）をめぐる宗主国争いを展開している。このような状況から、本研究では、これまでの日韓剣道の双方の主張や対立を明確にした上で、日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO の相克を超えた剣道文化の探求を目的とした。資料の分析では日韓双方の立場を客観的に記述すると共に、研究の視座として「文化普遍主義」と「文化相対主義」の2つの方向性を対立軸に考察を進めた。

第1章 日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO の対立

第1章では、剣道の宗主国論争、日韓の剣道小史、剣道界の国際的な動向、そして日本剣道の文化変容への危惧について概観し、これらの考察の中から日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO の歴史論（第2章）、文化論（第3章）、技術論（第4章）の3つを抽出し、以下の各章の論点とした。

第2章 歴史論－ルーツとしての武士道と花郎道－

日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO の歴史とそこで派生した対立点を鮮鋭にするために、日本剣道 KENDO は全剣連の示す『剣道の歴史』を主な資料として分析し、他方、韓国剣道 KUMDO は大韓剣道会の主張から歴史論を描いた。本章で言及した両国の剣道史は、「剣道（KENDO / KUMDO）」という用語を中心に論述した。

日本において「剣道」という用語は、1919年に大日本武徳会が制定した「剣道試合ニ関スル心得」に遡り、また同年に「武術」を「武道」と改める通知により、剣術および撃剣は「剣道」に統一された。一方、韓国では、論拠の明記はないが、1910年頃には「剣道」という用語を使用していたとする。ただし、この主張に依る1910年は日韓併合の年であることから、日本の植民地支配と前後して「剣道」という用語が使われ始めたと推定される。また両国の剣道のルーツについては、日本では武士の思想性を象徴する武士道に準拠し、韓国では新羅時代の花郎道に依拠していた。

第3章 文化論－有効打突の概念と残心から－

剣道にみられる日本文化的特色について、有効打突の概念とその判定条件の1つである「残心」に焦点をあてて考察した。剣道の「一本」である有効打突は、気剣体の一致した打突とその後の態度や動作を示す「残心」によって構成され、その判定には、準備局面、主局面、終局面の過程を注視する形式主義や過程主義の様相が認められた。

韓国への剣道の導入は、植民地支配に伴う文化帝国主義下で行われたため、戦後、韓国では日本剣道 KENDO の「残心（Zan-shin）」が「存心（Jon-shim）」に置き換えられた。武道や武士道精神は、時に偏狭なナショナリズムと結びつき、戦争やミリタリズムとも親和的關係にあったため、韓国では日本剣道 KENDO に対する抵抗感や嫌悪感が連綿と現存している。

第4章 技術論－試合規則・審判規則からの派生－

現代剣道は競技化され、「試合」によって剣道技（技術）を競っている。日韓でみられる剣道技の相違は、試合に基づいて修練された結果の反映であることから、日韓双方の剣道試合・審判規則（日本版・韓国版）について国際版を対照して比較検討した。

国際大会である WKC（世界剣道選手権大会）は、国際版（1995年日本版を翻訳、2006年改定）に則り競技が実施される。しかし、日韓共に国内大会では国内規則を適用して競技を実施している。つまり、韓国には大韓剣道会の『競技・審判規則』があり、日本には全剣連の『試合・審判規則』がある。国際版は日本版を英語にほぼ全訳し、共通しているが、韓国版は、国際版を韓国語に全訳しながら、打突部位の呼称や審判宣告などの日本語がすべて韓国語に置換されている。さらに剣道着、審判の服装、審判旗、反則

行為など、特定の箇所では国際版とは異なる記述が散見された。韓国版は、大韓剣道会が日本剣道 KENDO 色を払拭するために様々な規則改正をしてきたが故に、変更をすればするほど国際版とも乖離する結果となった。

第5章 剣道文化の未来志向

第5章では剣道文化の未来志向として、「文化普遍主義の限界」、「アマチュアリズムを堅持する日本剣道 KENDO」、「ナショナリズムの対立と韓国新興武芸」の3つを取り上げて考察した。「文化普遍主義の限界」では、日本剣道 KENDO が文化普遍主義的に日本の伝統文化性を貫いているが、他方の韓国剣道 KUMDO は日本文化色を排除して剣道をスポーツ化させてきた。本論では文化変容の不可避性を論拠に、日本剣道 KENDO がめざす文化普遍主義的な「国際的普及」に限界を認めた。また「アマチュアリズムを堅持する日本剣道 KENDO」では、国際的にスポーツ界がプロフェッショナリズムを志向する現在、全剣連は日本剣道 KENDO の商業主義化による墮落を懸念してアマチュアリズムを堅持してきた。一方で、韓国剣道 KUMDO は、国技テコンドーのようなオリンピック競技化や韓国武芸のプロ化をすすめている。この志向性の相違こそが両者の剣道のあり方に根本的な差異を生じさせている。さらに「ナショナリズムの対立と韓国新興武芸」では、過去において国のためにスポーツを行うスポーツ・ナショナリズムが日韓共に存在していたが、現在の韓国剣道 KUMDO には、日本に対する新ナショナリズムの高揚に留まらず、国内でも新興武芸の海東剣道との間に覇権争いがあることを明らかにした。

結 章

剣道を日本文化のままに国際的に普及するという文化普遍主義を貫く日本剣道 KENDO と、国際化を標榜して文化相対主義に訴える韓国剣道 KUMDO との相克状況が、各章の考察や分析を通じて明らかにされている。本論では、両者の相克状況を確認した上で、日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO の文化ヘゲモニー対立を克服するために、嘉納治五郎と西田幾多郎の思想に依拠して結論を導いている。すなわち、彼らの思想は、西洋文化に対する偏狭なナショナリズムでも、西欧諸国への対立や抵抗でもない「共存の精神」であった。彼らが唱える「共存の精神」に基づけば、日本剣道 KENDO か韓国剣道 KUMDO かといった民族主義や国家主義的対立ではなく、「剣道精神の共存」を求め、特定国の文化性を捨象した「剣道」が必要となる。そのためには、日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO の相克を止揚 (Aufheben) することによって「剣道」の普遍性を導出する叡智が日韓双方に求められていると結んでいる。

(1.3) 提出論文の評価

本論文の評価できる点は、次の3点である。

①3年に一度開催される世界剣道選手権大会において、特に男子団体戦の日本と韓国は、優勝を目指してしのぎを削る状況が続いている。日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO の間には様々な摩擦、軋轢、対立があるが、著者は、できるだけ客観的に双方の立場を明確にしている。両者が、現在、相克状況にあるとは言え、こうした基礎研究は将来の剣道界にとって重要な礎となる。特に、全日本剣道連盟が、今後、どのように国際的普及や国際貢献を行うべきかを検討する際に貴重な手がかりを提供している。

②本研究は、伝統的な身体運動文化を国際的に普及させるための方法が示唆されている。正統性を自負する身体運動文化がスポーツ化されることによって、様々な摩擦、軋轢、対立を生じさせるが、本研究で示唆された日本剣道 KENDO と韓国剣道 KUMDO の相克状況の分析とその克服への提言は、今後の国際化に向けて大きな貢献をすると考えられる。

③世界各国から様々なスポーツや身体運動文化が日本国内に紹介、導入されている。国内への伝播の過程で発生する文化摩擦、文化変容に対してどのように理解、克服すべきかは大きな課題である。その際、

本論文において論究された考察が示唆的であり、さらには日本の伝統的な身体運動文化の変容過程を研究する際に重要な先行研究となる。

(1.4) 提出論文と既刊論文との関係

本論文は、以下の学術誌に掲載された既刊論文に基づいて書かれている。

(1) 小田佳子・近藤良享 (2012) 日本剣道 KENDO の国際展開への課題—韓国剣道との相克を中心に—、*体育・スポーツ哲学研究*、Vol.34、No.2、pp.125-140.

(2) Yoshiko Oda and Yoshitaka Kondo (2014) The Concept of *Yuko-Datotsu* in Kendo: Interpreted from the Aesthetics of *Zanshin*, *Sport, Ethics & Philosophy*, Vol.8, No.1, pp.3-15.

2. 最終試験の結果

本論文の内容に関して、2015年7月2日（木）に口頭にて最終試験を実施した。最終試験における審査委員からの質問や意見は、剣道の有効打突の条件である「刃筋」の解釈について、日韓併合時代の剣道の実践について、得られた結論の実現可能性についてであった。各質問に対して、論文提出者は的確に応答していた。的確な応答の背景には、論文提出者自身の長年にわたる剣道実践（現在六段）に裏付けられた知識や経験によるものと認められた。日本剣道と韓国剣道の対立関係のどちらにも偏向することなく事実を解明し、今後の方向性について十分な考察が展開されていた。最終試験の結果、本論文の作成にあたり韓国語（ハングル）の文献に取り組むだけでなく、本論文の研究の一部を国際スポーツ哲学学会の学会大会において口頭発表するなど、本研究のテーマに関して十分な学識と研究能力とを有し、今後の日本剣道界はもとより国際的にも大きく発展、貢献していけると判定した。

3. 学力の確認

論文提出者は、本研究科において所定の単位を修得し、かつ本研究科の指導指針に則り、国際学術誌である *Sport, Ethics & Philosophy* に1編の英文論文と日本学術会議協力学術団体の日本体育・スポーツ哲学学会の機関誌「*体育・スポーツ哲学研究*」に1編の論文を掲載している。さらに、本学位申請論文に関連する学会発表も、過去3年間の間に、国際学会大会・国内学会大会が各3回ずつあり、精力的に研究成果を発信している。これらのことから、論文提出者は博士の学位を授与されるに値する学力と研究能力を有していると判断した。

4. 結論

本学位審査委員会は、提出された学位請求論文が博士（体育学）の学位に値するものであり、かつ学位請求者は専門領域に関しての学識と研究能力を有すると判断した。